



### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表適用(3級まで)

#### イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

無し

#### ウ 昇給基準

毎年4月1日に4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

## 2 基本的な考え方

現在当町では、技能労務職員については退職不補充としており、新規採用を行っていない。

今後は、玉村町経営改革大綱及び集中改革プランに基づいた業務委託及び民営化に合わせて、技能労務職の給与の見直しを行う。

## 3 具体的な取組内容

給料表については、業務の民間委託又は民営化に合わせて行政職給料表(二)の導入を検討する。  
昇給基準については、人事評価等を活用し、成果に基づく昇給制度の確立を推進する。